

# 父子家庭のみなさまにも 児童扶養手当が支給されるようになりました!

◎ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月分から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになりました。

◎児童扶養手当を受給するためにはお住まいの市町村への申請が必要です。

◎平成22年11月30日までに手続きをしてください。●11月30日を過ぎると、申請した月の翌月分からの支給になります。

## Q.申請場所は?

A. 福祉部福祉課窓口です。(申請の際は調書の記入に30分程度かかります。)

※申請する書類は、現在や離婚時の状況によって異なります。一度窓口でご相談ください。

## Q.支給要件は?

A. 次の①~⑤のいずれかに該当する子ども(18歳の最初の3月31日までにある者または心身に中程度以上の障害を有する場合は20歳に達する月までにある者)について、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合。

①父母が婚姻を解消した子ども

②母が死亡した子ども

③母が一定程度の障害の状態にある子ども

④母の生死が明らかでない子ども

⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

●次のような場合は、手当を受けることができません。

①公的年金を受けることができるとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)

②子どもが母に支給される公的年金(障害年金など)の加算の対象となっているとき

③子どもが労働基準法の規定による遺族補償を受けることができるとき

④子どもが日本国内に住所を有しないとき

## Q.手当額(月額)は?

A. 受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数、受給資格者及び同居する扶養義務者の所得等により決められます。※所得状況によっては、全額支給停止もあります。

○児童1人の場合 全部支給: 41,720円 一部支給: 41,710円~9,850円

○児童2人以上の加算額 2人目: 5,000円 3人目以降1人につき: 3,000円

## Q.申請手続きに必要なものは?

A. (すべての書類が揃ってからの申請になります。必要書類の確認は、福祉部福祉課・児童扶養手当担当へお問い合わせください。)

①戸籍謄本(父及び対象児童のもので、離婚等支給要件に至った日付と、現在の婚姻がないことが確認できるもの)本籍地の市町村役場での発行で1ヶ月以内のもの

②印鑑(シャチハタ印では受付できません)

③年金手帳

④預金通帳(申請者名義でゆうちょ銀行以外のもの)

⑤保険証

⑥平成22年1月1日に西原町に住所がない場合: 平成22年度所得証明書(H22.1.1現在住んでいた市町村役場で発行)

⑦子どもの母が近くに居住している場合: 父子で生活していることの申立書(指定様式あり)

⑧その他 支給要件によって提出する書類が異なります。

(事実婚解消申立書・障害認定診断書・生死が明らかでないものの証明・遺棄証明書・拘禁証明書等)

○平成22年11月30日までに申請いただくと、「8月分」または「支給要件に該当した日の翌月分」のいずれか遅い月分から支給されます。

お問い合わせ/福祉部福祉課 子育て支援係 児童扶養手当担当 ☎945-5311(内線122)

いよいよ!  
始まります!  
国勢調査!

国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

(平成22年国勢調査標語)

☆平成22年10月1日、全国一斉に国勢調査を実施します☆

## <報告義務>

●国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。

●平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

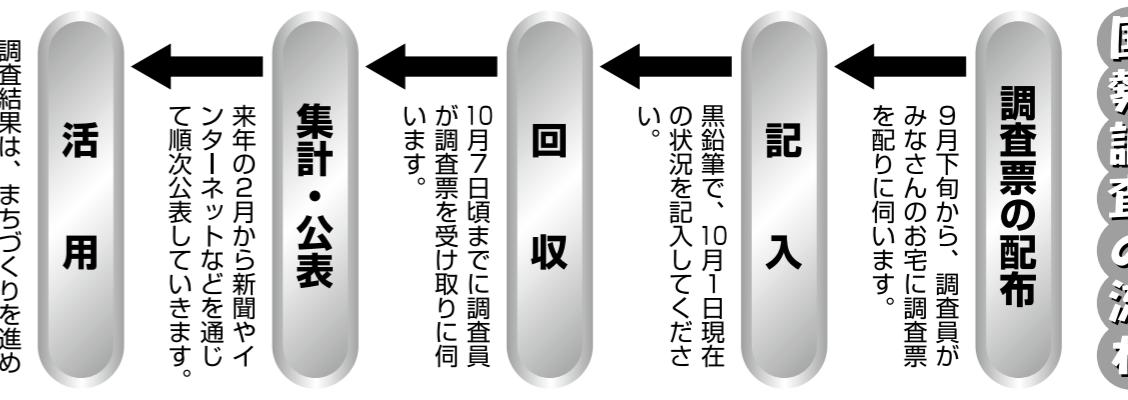
●調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

## <個人情報保護と調査票の管理>

○調査員をはじめとする国勢調査に従事するものには、統計法によって、個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。

○調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関する目的以外に使用することはできません。

○調査票は、外部に漏れないように厳重に管理し、集計が完了した後には完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。



国勢調査イメージキャラクターのセンサスくんです! よろしくお願いします! 今年度、国勢調査において西原町は、調査員148名、指導員21名の総勢169名で調査が行われます。

住民1人1人の協力あっての調査です。今月から調査員の方々が、みなさんの元に調査票の配布に伺います。調査員は調査員証を必ず持っています。不安な方は一言、「調査員証を見せてください。」と気軽に声をかけてください。

みんなの協力よろしくお願いします!!

## ☆お問い合わせ☆

平成22年国勢調査西原町実施本部

総務部企画財政課 統計係 ☎ 945-4533(内線213)